

○船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に関する指名停止等に係る苦情処理手続の取扱いについて

平成19年7月2日 18林政政第794号
林野庁長官から各森林管理局長等あて

このことについて、大臣官房経理課長から別添写しのとおり通知があったので、お知らせする。

国有林野事業特別会計については、別紙のとおり読み替えて施行日から対応するものとする。

別紙（読み替え）

国有林野事業特別会計については、別添の大臣官房経理課長のうち、左欄に掲げる箇所の該当文言については、右欄に掲げる文言に読み替えるものとする。

左 欄	右 欄
船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について（平成7年6月12日付け7経第987号大臣官房経理課長通知）	船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について（平成7年6月29日付け7林野政第443号林野庁長官通知）
指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知）	指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成19年7月2日付け林政政第794号林野庁長官通知）

同 件

平成19年3月16日 18経第1841号

大臣官房経理課長から林野庁長官あて

船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に関し指名停止等の措置を講じようとするときは、「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」(平成7年6月12日付け7経第987号大臣官房経理課長通知)に基づき措置されているところであるが、この指名停止措置に関する苦情処理手続については、当分の間、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知)を準用されたい。

別 紙

指名停止措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 工事請負契約指名停止等措置要領模範例（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 部局長（措置要領第1第1項の部局長をいう。以下同じ。）は措置要領第6第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項、第8及び第13において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5 部局長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第6 部局長は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第7 部局長は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下をする場合には、第5第1項又は第6の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8 部局長は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の正面を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとる。

一 指名停止 当該指名停止の期間内（第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

二 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

（入札監視委員会に対する審議依頼）

第10 部局長は、苦情申立てがあったときは、速やかに、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）により設置される入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立申請書の様式等については、「入札監視委員会の設置及び運営について」によるものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第11 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 再苦情申立てが認められなかつた場合にあつては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあつては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

第12 部局長、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第13 部局長は、第11第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。